

議案第17号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 25 日 提出

愛媛県教育委員会教育長 高 岡 哲 也

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 3 条 校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及び寄宿舍指導員は、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条、第70条第1項及び第82条において準用する同法第37条第4項、第7項、第8項、第10項及び第12項から第18項までに規定する職務並びに同法第60条第4項及び第6項並びに同法第79条第2項に規定する職務に従事する。 2～5 省略	第 3 条 校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及び寄宿舍指導員は、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条、第70条第1項及び第82条において準用する同法第37条第4項、第7項、第8項及び第10項から第17項までに規定する職務並びに同法第60条第4項及び第6項並びに同法第79条第2項に規定する職務に従事する。 2～5 省略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案説明

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）により学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部が改正されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)により学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部が改正されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

学校教育法第37条の項ずれへの対応

3 施行期日

令和8年4月1日